

介護保険負担限度額認定と高額介護（介護予防）サービス費支給

○介護保険負担限度額認定

・利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階①②の利用者には負担軽減策が設けられています。

・利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階①②の認定を受けるには、利用者本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「**介護保険負担限度額認定証**」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」掲示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。）

○利用者負担第1段階・第2段階・第3段階①②に該当する利用者とは、つぎのような方です。

【第1段階】	生活保護受給者 ※世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税
【第2段階】	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額80万円以下 {かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は、1.650万円）以下}
【第3段階①】	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下 {かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は、1.550万円）以下}
【第3段階②】	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額120万円超 {かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は、1.500万円）以下}

※65歳未満（2号被保険者）の方の資産要件は単身1,000万円（夫婦2,000万円）です。

○ 課税世帯の方でも、高齢夫婦世帯などにおいて一方の方が施設入所し、食費・居住費を負担した結果生計困難になるなど、下記の6つの要件を全て満たす場合は、特例的に第3段階の負担軽減を受けることができます。（申請が必要です。詳しくは市町村窓口でご相談下さい。）

○ ①2人以上の世帯の方（別世帯に配偶者がいる場合や施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。②～⑥において同じ。）、②介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、食事・居住費について全額自己負担している、③世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込み額を除いた額が80万円以下、④世帯の現金・預貯金等の額が450万円以下、⑤世帯が日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を有していない、⑥世帯全員が介護保険料を滞納していない。

○高額介護（介護予防）サービス費支給

・介護保険負担限度額認定の段階に応じて世帯の一个月の在宅サービスや施設サービスにかかる利用者負担額の合計が自己負担上限額を超えた場合は、超えた金額を高額介護（介護予防）サービス費として介護保険から支給されます。

※入所（ショートステイ）の食費・居住費、日常生活費の費用は高額介護（介護予防）サービス費の支給対象になりません。

※同一世帯にサービスを利用する要介護（支援）者が二人以上いる場合、それぞれの利用者負担を合計した金額が一定額を超えた場合、高額介護（介護予防）サービス費支給されます。

	食費	ユニット居住費	自己負担限度額（一ヶ月）
第1段階	300円/日	820円/日	15.000円
第2段階	390円/日	820円/日	15.000円
第3段階①	650円/日	1.310円/日	24.600円
第3段階②	1.360円/日	1.310円/日	24.600円
第4段階	1.615円/日	2.550円/日	44.400円

○その他詳細については、市町村窓口でお尋ねください。

令和6年5月